

第 706 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 31 年 4 月 15 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 それでは、本日の傍聴人等をご案内いたします。本日、報道関係者についてはございません。傍聴人ですが、2名となっております。

それでは傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、委員の交代についてでございます。第四号「関係行政機関の職員」の中崎委員の後任といたしまして東京法務局人権擁護部長、山本委員でございます。山本委員は本日ご欠席でございます。

同じく、第四号「関係行政機関の職員」の副島委員の後任といたしまして、豊島区子ども家庭部子ども若者課長、小澤委員でございます。小澤委員は本日ご欠席でございます。

第五号「東京都の職員」の鈴木委員の後任といたしまして、教育庁地域教育支援部主任指導主事、内田委員でございます。

○内田委員 内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、現在ご出席いただいております委員の方は15名で、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから「第706回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

議事の2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは条例に基づく事務の施行経過等につきましてご説明をいたします。次第と書かれております資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

前回の審議会以降の3月11日から4月14日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については2誌を指定図書類とすること、1作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。3月14日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書については3月15日に告示、優良

映画については3月19日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリーeルール講座」を7回開催いたしました。立入調査等の結果につきましては後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、4月10日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付をしております。

また、資料2ページから、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の3月分の状況でございます。

平成31年3月までに委嘱しております協力員は820名です。3月の活動者数は275名、調査店舗数は1,234店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、それから「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示してございます。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類につきましては4店舗で包装が適切にされておらず、6店舗で区分陳列が適切にされていませんでした。類似図書類については22店舗で区分陳列が適切にされておりました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は19店舗ございました。

なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査についてはございませんでした。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1 番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が 2 店舗、表示図書類の取り扱い不適切が 1 店舗ございました。類似図書類で問題がある店舗につきましては 1 店舗ございました。

2 番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のあった店舗はございませんでした。

3 番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査では、ネットカフェにおいてフィルタリングが導入されていない店舗が 1 店舗ございました。

4 番目の表、古物商への立入調査は実施いたしませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて 7 ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。

①は、4 月 1 日現在の区市町村別届出箇所台数一覧でございます。設置箇所数は 13 箇所、設置台数は 40 台で、先月から変わりはございません。

自動販売機立入調査については、1 台調査を行ったところ、変更届が提出されていないものが 1 台ございました。これにつきましては、変更届を提出するよう指導いたしてございます。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

毎月ご報告いただいております事務の施行経過でございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしく願いいたします。

なお、調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿いまして、ご説明いたします。

まず、計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の1ページ、おめくりいただきまして1ページをご覧くださいと存じます。諮問第1122号でございます。

さらに、2ページでございます「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧くださいと存じます。こちらに記載されました図書類は、平成31年2月28日から平成31年3月27日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計121誌のうちから、7ページ、8ページに記載がございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が『ウォー！コミックス 87 ピアスシリーズ 549 性の劇薬』、平成31年3月5日に「株式会社コンポジラ」より発行されております。過去1年間の指定実績はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、4月10日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

自主規制団体のご意見といたしましては、当日、16名の方が出席をしておいでございまして、「指定やむなし」の意見が12名でございました。

その主な内容は、「生の実感を与えるために性行為を行うという物語自体は、性交シーンを描く理由として説得力のあるものではあるが、男性器の表現や器具等から、描写が行き過ぎており青少年に読ませるには不適だと判断する。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は3名でございます。その主な内容は、「一部描写の激しい場面もあるが、全体的にストーリー性もあり、内容もそこまで卑わいには感じない。人格否定をするような内容でもない。指定非該当」などでございます。

なお、保留の方が1名おられました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、特によろしければ、調査に入っていただきたいと思います。

(図書審査)

○会長 それでは、図書を皆様ご覧いただけましたようですので、各委員の皆様からご意見をお伺いしてまいります。

それでは、B委員よろしく申し上げます。

○B委員 最初はちょっと、絵柄がきれいで、ソフトなタッチで、生々しくないような印象から入ったんですが、やはり内容的には、拘束・監禁の上に性的に調教されていく様子と性描写が生々しく描かれているということと、それから、この表紙の部分を見てもわかりますけれども、カプセル、薬を使っている、薬物の使用が明らかになっているということで、好ましくないと思います。したがって、指定やむなしということでお願いいたします。

○会長 次に、G委員。

○G委員 私も、ストーリーがないわけではないなど、最初から最後まで読んでみて思いましたが、前半がかなり刺激が強くて、器具を使用したり拘束されていたり、3日間何も食べ物を与えないとか監禁状態に陥っているとか、そういうことを鑑みて、やっぱりちょっとかなり刺激があり過ぎるんじゃないかなと思いましたので、指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、C委員。

○C委員 すごくストーリー性はありますし、絵もきれいでストーリー的にも、生きるということ、自殺をしようとした青年にもう一回考え直してほしいという思いがあつての作品なのかなとは思ったんですけれども、やっぱりどうしても性交シーンが多いこと、あと身体を拘束している、器具を使っている、薬物がというところは、どうしてもちょっと青少年にというところを考えると危険が多いかなと思いましたので、指定該当でお願いしたいと思えます。

○会長 では次に、西尾委員。

○西尾委員 私も指定該当で申し上げます。絵的にはきれいな面もございますけれども、性器

の形状がはっきりわかるなど、卑わい感が高いと思います。また、身体の拘束もあって暴力性も強いと思います。以上です。

○会長 次に、I 委員。

○I 委員 指定該当だと思います。

○会長 では次、A 委員、お願いします。

○A 委員 結論は指定該当でお願いしたいです。内容とか、卑わい感は確かに少ないなと思って読ませてもらったんですけども、一番ひっかかったのはやっぱり拘束・監禁、ちょっと最近そういうニュースもよく耳にしますし、ちょっと僕はひっかかりました。

○会長 次に、D 委員。

○D 委員 私も同じく指定該当でよろしいと思いますが、確認したいんですけど、発行所が株式会社コンポジラで、ピアスシリーズって多分今までも何度も出てきていて、発行業者がジュネット株式会社。ジュネット株式会社って今まで4回指定されていると思うんですけど、これってどういう扱いになるのかを確認したいというのが一つ。あとこれはウェブ配信のコミックなんですよ。ウェブ配信されているコミックに対して指定の効力はあるのかという、2点を確認しておきたいんですけど。

○若年支援課長 まず、よろしいでしょうか。

○会長 お願いいたします。

○若年支援課長 累回指定の対象が、条例によると「発行業者」となっておりますので、そういう意味では今回の株式会社コンポジラは1回目ですので、ジュネット株式会社の累計には当たらないということになります。過去にジュネット株式会社に確認をしておりますので、その辺は営業の関係からレーベルが分かっているんだというようなご説明もいただいているところでございます。

今回の指定の折には、どういうことでこうなっているのかということをもう一度確認はさせていただきますと思います。

もう1点の、条例の効力がウェブには及ばないのかということにつきましては、条例の効力はウェブには及ばないということになっております。

○D 委員 では、ウェブの方は特に何も無いということですね。

○若年支援課長 はい。

○D 委員 すみません、1点意見というか、そもそも論として、このジュネットとコンポジラ

の関係というのは、もしかしたらほかの方に聞いたほうがいいかもしれないんですけど、これがオーケーとなると、1年間の累回指定というのが、そもそも意味がなくなってくるんじゃないかというか、同じピアスシリーズで、もうこれだけ指定をされていて、余り改善の意思がないのかなというのが見受けられたときに、何でもありになってしまう。この審議会でやっていることがどういうふうになっていくのか、私も何という表現をしたらいいのかわからないんですけど、ちゃんと考えていかないといけないのかなと思った次第です。ちょっと意見だけつけ加えさせてください。

○会長 わかりました。今のご意見について、ほかの委員の方で何か一緒にお話ししておきたいということはいかがでしょうか。また後ほどとも思いますので、ひとまずD委員の諮問に関するご意見をもう一度伺います。

○D委員 指定該当で。

○会長 指定該当ということですね。

では、次に、奥友委員。

○奥友委員 私も指定該当でお願いします。性交場面が生々しいというのと場面が多過ぎるということで、卑わい感を感じるという理由でございます。以上です。

○会長 次に、内田委員。

○内田委員 拘束と薬物が扱われているということで、指定該当でお願いいたします。

○会長 では、E委員。

○E委員 この作品、『性の劇薬』という名前がついているんですが、このタイトルを見て中身を読むとわかりますけども、児童とか生徒とか、性的に未成熟な青少年が読むにはやっぱり不適當だと思う箇所がたくさんあります。特に、人格否定の部分が問題ですが、鎖だとか薬物だとか、縛りだとか拘束だとかというのは、大人の世界ではあるわけですね。大人の世界ではつるしてセックスをしたりするようなのもSMものなんかであるんです。しかし、それは大人が楽しむべきであって、子供、いわゆる未成年がそういうものに直接接触するような作品はやっぱり区分陳列せざるを得ないと思うんですね。私も区分陳列に賛成です。

「打合せ会」でちょっと問題にもなったと思うんですけども、「発行」と「発売元」の関係です。このジュネットというのとコンポジラですが、ジュネットがやはり4回、5回、6回と指定されるのをコンポジラというところに委託しているんじゃないかという考え方というのは、これはもう十分あり得るんですね。やはりそういうふうな形での、例えば業界内部の

いわゆる勧告逃れというんですかね、こういうふうなことがもし行われていくとすれば、その辺はやはりこの打合せ会に出ていらっしゃる方の意見でも出たとは思うんですね。このことをおわかりになっている方がいらっしゃると思いますので。そういうことが打合せ会で出たんだったら、今回の警告のときには、そういうことに対する説明責任はありますよ、と、都のほうからぴしっと言われたらいかがですかね。やはりそれは非常に姑息なテクニックにみられかねませんのでね。

○会長 ありがとうございます。

では、F委員、お願いします。

○F委員 私も指定やむなしだと思います。やはり性行為のシーンが余りにも多いのと、性器の修整が甘いというか、形状がはっきりわかるような形の描写があるということと、やっぱりあと拘束器具の仕様というのがやっぱり不適切な、人格否定につながるような部分もあるのではないかと思います。以上です。

○会長 次に、森山委員。

○森山委員 区分陳列でお願いしたいと思います。やっぱりちょっと性交シーンが多くて卑わい感が強いのかなと思います。以上です。

○会長 H委員。

○H委員 器具を使っている性描写が大変多いということ、あと拘束をしての人格否定的な描写も多くありますので、指定該当ということによろしいと思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 指定でお願いします。拘束シーン、人格否定が青少年にはふさわしくないと思います。

○会長 ありがとうございます。

私も皆様のご意見に出ていましたように、絵が若干きれいなんですけれども、やっぱり全体として余りに、もうスタートのときから拘束で始まるというふうな、非常に刺激的な、人格否定的なシーンが多過ぎるなと思いますので、青少年には不適切で、区分陳列でお願いしたいと思います。

それでは、ここで皆様のご意見は伺いましたので、この、今回の、まず『性の劇薬』につきましては、全員指定でということですので、その趣旨で答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それからもう一点、大事なご意見をお二人の委員の方から伺いました。今回はいずれにしても回数としてはまだ達しないとは思いますが、発行業者の名前を変えて、あるいは何か違う仕方だというのは、やはり将来に向けて危惧を感じるところでございます。

ほかの委員の皆様で、この件について、お二人のご意見がございましたけれども、東京都にこういうことをお願いしておきたいというのがございましたら追加でおっしゃっていただきたいと思います。

特にございませんか、よろしいでしょうか。B委員。

○B委員 同じ意見です。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、事務局におかれては、委員の意見を踏まえながら適切な対応をご検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、以上でここまでで終わりですが。はい、どうぞ。

○奥友委員 すみません、ちょっと質問よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○奥友委員 さっき、ウェブでは効力がないとおっしゃっていましたが、これは指定されても全くウェブでは効力がないんですか。例えば、ウェブだと会員制になって、指定されれば会員制になって、18歳未満の者は見れないようなシステムになっていますよね。これが指定されると、例えば会員が18歳未満だと、これ自体がアップされないだとか、これ自体が閲覧できないような状態になるという形じゃないんですか。

○若年支援課長 ウェブ自体をそもそも、この条例では対象としておりませんし、こちらの指定の効力はあくまでも図書に対して係るもので、これを区分陳列するということが義務づけられます。

ウェブから図書にする段階でまた編集や話のつけ加えやといったものが入りますので、必ずしも同じものというのではないということがあります。ウェブで載せているところで18歳未満は閲覧できないようにしていただいているというものは、東京都の指定の効力とは別に各所の自主規制でやっているところがあるということは聞いております。

○会長 ウェブの件につきましても、ご意見ございますか。

○E委員 これも、私が言ったのは、ウェブ上の問題というのは、結局東京都に限定されないわけですから、東京都だけがどうこうということはできません。東京都が今やっているのは、東京都の管理できる範囲の書店だとかいろんな売り場とか、書籍類に関して扱っているところを重点的にチェックしているんですけど、このウェブ上の問題というのは、全国的な問題ですから、東京都がそれに何かの形でやる場合には、これは、東京都がこのウェブは問題だというようなことになると全く別問題が発生してくるんですよ。

だから、この東京都の青少年健全育成審議会だけでは、非常に限界があるんじゃないかということは、それはもちろんそのとおりでありますけれども、あくまでも雑誌とか書籍に限定した形での、この不健全指定みたいな形になっているわけですよ。だから、やはりウェブ、ネット、モバイル時代にそういうことだけでいいのかと言われてたら、そりゃよくないに決まっているんです。それで何かできるとは思わないですけども。ただ、我々のこの審議会はそういう形の会合になっているということです。

○会長 他の方はいかがでしょうか。

確かに、東京都の条例に基づく審議会でございますので、エリアも含め東京都の中にしか効力が及ばないというのも、これもまあ一つの審議会の限界というか枠組みでございますので、E委員がおっしゃられるのも、なるほどという気はいたしますね。

他の方はいかがでしょうか。

では、そういうご意見等がありましたことを、この委員会として残すこととして、諮問につきましては、以上で終了いたします。

事務局から何かございますか。

○若年支援課長 それでは資料の11ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申し出に関してでございます。3月処理分は、電話による申し出が4件、メールによるものが12件ございました。

いずれも不健全図書指定に関するもので、電話によるものにつきましては、「コミックとして発売されている漫画で、オタク狩りをして恐喝容疑で逮捕された少年が当該図書を参考にしたと供述した。」という内容のものでございました。事務局において内容を確認しましたところ、刃物による傷害や暴行などの描写はあるものの、犯罪行為を勧めたり賛美したりするようなものではなく、著しく犯罪を誘発するものとは言えないため、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断してございます。なお、4件とも匿名

での申し出ですが、同じ内容のものであり、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。

メールによるものにつきましては、前回ご紹介もさせていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申し出ですが、内容等から考えますと同一の方からの申し出と推測されるものでございます。本件につきましても前回同様、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断してございます。

都民の申し出については以上でございます。

次に、次回審議会に諮問予定の映画、2 本ございますので、ご案内をさせていただきます。

1 本目でございます。作品名は『ある町の高い煙突』でございます。

試写会でございますが、第 1 回目が 4 月 25 日（木曜日）午後 3 時 30 分から、第 2 回目の試写会が 5 月 10 日（金曜日）午後 1 時から。試写会場は港区六本木 6-1-24、ラピロス六本木 3 階にございますアスミック・エース試写室でございます。

続きまして、2 本目でございます。作品名は『泣くな赤鬼』でございます。

試写会が 4 月 19 日（金曜日）午後 1 時から。試写会場は千代田区富士見 2-13-3、角川第二本社ビル 1 階にございます角川試写室でございます。

なお、いずれもご都合がつかない場合には、DVD での視聴も可能でございます。本日お持ち帰りいただける方はお帰りの際に担当者へお申し出いただければと存じます。

以上でございます。

○会長 では、今日の調査審議事項全般につきまして、何か追加でご質問があれば、この場でお願いたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了といたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書 1 誌について諮問を行い、1 誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第 8 条第 1 項に該当する不健全な図書類として指定する

ことが適当であるという答申となりました。

不健全図書 の 告示 予定 日は 平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）、プレス発表は告示日前日の平成 31 年 4 月 18 日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。

次回、元号が変わりまして、令和元年 5 月 13 日（月曜日）の 15 時 30 分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。次回は令和元年で、またお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

午後 4 時 18 分閉会